





R2.4.1以降の被扶養者の認定等にかかる住民票の提出について

●R2.4.1以降は、被扶養者の住所（住民票）が国内にあることが要件となるため認定時等に住民票の写し等により確認します。

【被扶養者の新規認定時】

	本庁・県立学校等 (総務事務システム導入所属)	左記以外の所属
普通認定 (扶養手当あり)	扶養手当申請時に住民票を提出する場合は、新規被扶養者認定申告書への <u>住民票の添付は省略可</u>  住民票の住所は総務事務センターを經由し共済組合が確認します。	扶養手当申請時に住民票を提出する場合は、新規被扶養者認定申告書への <u>住民票の添付は省略可</u>  住民票の住所は所属で確認してください。 <確認事項> ・国内に住所があること ・住民票の住所と被扶養者認定申告書の住所が一致していること
特別認定 (扶養手当なし)	新規被扶養者認定申告書に <u>住民票を添付する</u>  住民票の住所は共済組合が確認します。 <確認事項> ・国内に住所があること ・住民票の住所と被扶養者認定申告書の住所が一致していること	新規被扶養者認定申告書に <u>住民票を添付する</u>  住民票の住所は被扶養者の認定権者が確認してください。

【住所変更時】

住所変更申告書を共済組合が受理した後、マイナンバーを活用した情報連携により共済組合で確認しますので、住民票の添付は原則不要とします。(注)

【継続確認時】

マイナンバーを活用した情報連携により共済組合で確認しますので、住民票の添付は原則不要とします。(注)

(注) マイナンバーの登録がされていない等の理由で情報連携での確認ができない場合は、別途、住民票の提出を依頼することがあります。